

福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の概要

〈計画の位置づけ〉

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項に基づく県計画
- 第5次福岡県男女共同参画計画における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の(1)「人権を侵害する暴力の根絶」及び(2)「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画

〈計画期間〉

令和6年度～7年度※
(2年間)

※第5次男女共同参画計画及び第4次DV防止計画(令和3年度～令和7年度)の終期

〈計画策定の趣旨〉

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、多様化、複合化、複雑化。
- 女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され、自立して暮らせる社会の実現を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月成立、6年4月施行予定。
- 都道府県には、基本計画の策定義務あり。法の趣旨を踏まえ、女性に対する施策を総合的かつ計画的に展開するため、本計画を策定するもの。

〈課題〉

- 相談件数は増加傾向。相談内容も多岐にわたる。相談支援機能の強化が必要。
- 潜在化している支援対象の方を早期把握し、生活の安定に向けた支援に結び付けることが必要。
- 複合的な困難を抱える支援対象者には、様々な民間団体・関係機関が対等な立場で協働・連携して支援にあたる必要がある。
- 本人の意向にも配慮し、一時保護のほか民間シェルターや社会福祉施設の活用も検討。
- 支援の主体として規定された市町村に対し、計画策定、女性相談支援員設置、情報提供、研修実施等の支援。

柱1 支援対象者の早期把握と、安心して相談できる体制の充実

- 1 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実
 - ア 女性相談支援センター等の充実
 - イ 支援に携わる方の相談・援助技術の向上
 - ウ 市町村等の相談窓口との連携
- 2 外国人、障がいのある人、高齢者等に配慮した対応
 - ア 関係職員研修の充実
 - イ 関係窓口への同行支援の実施
 - ウ 外国人からの相談への対応
 - エ 障がいのある人、高齢者からの相談への対応
- 3 アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握
 - ア 相談窓口の周知
 - イ 早期把握
 - ウ 民間団体との協働による若年者への支援

柱2 一時保護体制の充実

- 1 一時保護体制の充実及び一時保護者の状況に応じた支援
 - ア 一時保護体制の充実
 - イ 一時保護者の状況に応じた支援
 - ウ 警察による被害の防止
- 2 同伴児童等への支援
 - ア 児童相談所等との連携
 - イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実
- 3 心理的ケアの充実
 - ア 心理療法担当職員の配置

柱3 生活の安定に向けた支援の充実

- 1 住宅の確保支援
 - ア 公営住宅への入居支援
 - イ 民間住宅への入居支援
- 2 自立のための支援
 - ア 就業の支援
 - イ 女性自立支援施設等における自立支援
 - ウ 福祉制度の活用
 - エ 民間団体と連携した継続支援
 - オ 適正な情報の管理
 - カ 法律相談に関する情報提供
- 3 心理的ケアの充実
 - ア 医師や民間団体との連携強化

柱4 多様な主体との連携による支援の推進

- 1 民間団体との連携
 - ア ネットワークの構築等
- 2 市町村との連携
 - ア 市町村基本計画の策定支援、女性相談支援員の設置促進等
- 3 支援調整会議の開催
 - ア 支援に関する情報共有及び連携強化
- 4 人材育成・研修
 - ア 支援に携わる方への研修

柱5 教育・啓発の推進

- 1 人権教育・啓発の推進
 - ア 女性の人権を尊重する県民意識の醸成
- 2 様々な機会を活用した幅広い教育・啓発の推進
 - ア 相談窓口や支援制度についての周知等

〈計画のポイント〉

- 1 相談支援機能の強化
- 2 要支援者の早期把握と支援の提供
- 3 民間団体等、関係機関の協働・連携による支援
- 4 状況に応じた一時保護等
- 5 市町村に対する支援実施

成果指標

民間支援団体連携ネットワークへの参加団体数

目標

36団体

困難な問題を抱える女性への支援に係る市町村基本計画を策定した市町村数

13団体